

川崎市副区長会議要領

制定 平成11年10月1日

最近改正 平成28年4月1日(平成28年4月1日施行)

(目的)

第1条 川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱第5条に基づき、副区長会議(以下「会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 事業の実施のための検討及び協議に関すること。
- (2) 事業の実施に向けた執行体制の調整に関すること。
- (3) その他、事業の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、副区長、市民文化局コミュニティ推進部長及び市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長で構成する。

(招集)

第4条 会議は、必要に応じて市民文化局長が招集する。

(関係職員の出席)

第5条 会議は、必要に応じて事業提案局の職員その他関係職員に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民文化局コミュニティ推進部区政推進課が処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。